

佐賀県規則第13号

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県漁港管理条例施行規則（昭和48年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
漁港名	施設の名称	金額	漁港名	施設の名称	金額
呼子漁港	B防波堤泊地	<u>7.0円</u>	呼子漁港	B防波堤泊地	<u>8円</u>
高串漁港	道路護岸泊地A	<u>6.0円</u>	高串漁港	道路護岸泊地A	<u>7円</u>
	道路護岸泊地B	<u>6.0円</u>		道路護岸泊地B	<u>7円</u>
	道路護岸泊地C	<u>6.0円</u>		道路護岸泊地C	<u>7円</u>
唐房漁港	1号西防波堤泊地	<u>7.0円</u>	唐房漁港	1号西防波堤泊地	<u>8円</u>
	3号東防波堤泊地	<u>7.0円</u>		3号東防波堤泊地	<u>8円</u>
名護屋漁港	赤松地区泊地A	<u>6.0円</u>	名護屋漁港	赤松地区泊地A	<u>7円</u>
	赤松地区泊地B	<u>6.0円</u>		赤松地区泊地B	<u>7円</u>
	申浦地区泊地	<u>6.0円</u>		申浦地区泊地	<u>7円</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐賀県漁港管理条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。